

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6階 大会議室

○議事日程

令和5年2月7日（火曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (3) 議案第3号 事業計画変更申請に対する意見について
- (4) 報告第1号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地判断について

○出席委員（18名）

1番 安田 美雄 君	2番 臼田 正嗣 君	3番 山田 彰 君
4番 井上 正隆 君	5番 野田 卓志 君	6番 伊藤 均 君
7番 吉田 和子 君	9番 山田 タツエ 君	10番 八代 治郎 君
11番 足立 昌人 君	12番 青山 雅紀 君	13番 永田 千春 君
14番 西田 耕三 君	15番 西部 徹 君	16番 長尾 始 君
17番 野村 茂 君	18番 日置 香 君	19番 田下 喜代 君

○欠席委員（1名）

8番 玉田 和久 君

○委員以外の出席者

農業委員会事務局長	山岡 透 君	農業委員会事務局課長補佐	長谷部 香織 君
農業委員会事務局課長補佐	山田 牧広 君	洞戸事務所主任主査	李 浩基 君

○事務局長（山岡 透 君）

定刻となりましたので、農業委員会総会を始めさせていただきます。

それでは、野村会長よりご挨拶をお願いします。

(会長あいさつ)

○事務局長(山岡 透 君)

欠席委員の報告になります。本日、玉田委員さんは欠席になります。

それでは、議案の審議をお願いします。

○議長(野村 茂 君)

ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条の規定により、過半数以上の委員さんの出席により、総会は成立しています。次に、議事録署名委員の指名を行います。

9番 山田タツエ委員さん、10番 八代委員さんのお二人をお願いします。これより、議案の審議に入ります。

○議長(野村 茂 君)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(山田 牧広 君)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めます。議案は、1ページになります。

1番の案件

位置図は、7・8ページになります。

申請地は、東海環状自動車道 関広見 IC 料金所の南西600m程に位置する

農振農用地域内の登記・現況地目 田 2筆合計 235.56㎡

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、仕事が忙しく農地の管理が困難になったので、当該申請地を売り渡し、対価を生活の資本に充当するというもの。

譲受人は、申請地を購入し、農業経営を拡大し、生活の安定を図ると言うものでございます。

譲受人は、本申請地付近の農地を買い集めており、米を栽培するとの営農計画書を提出されましたが、現在、既に購入済みの農地は田として利用されておらず、保全管理されている状態です。

全ての申請地について、1月16日に現地を確認したところ、農地であることを確認しております。

営農計画書が今回提出されたものになります。こちらの営農計画書では5月中旬ごろから稲作を始めるとなっております。

以上、所有権移転に関するもの1件につきまして、ご審議をお願いします。

○議長(野村 茂 君)

事務局の説明が終わりました。事務局から説明があったように、平成26年から農業を始めますと営農計画を出されて、別紙の色塗りのところを農業するということで取得されているのですが、また今回追加で申請があったわけです。まずは青山委員さんからご説明をお願いします。

○12番(青山 雅紀 君)

この地区は、広見インターの付近です。数年前から、広見区、池尻区の要望で農振農用地を外してほしいと出しています。というのは、ほとんどが放棄地だからです。ですから、地元も困り果てております。隣が〇〇という大きな工場があり、高速道路もあります。地主も高齢化しており、何とかしてほしいということでした。農振農用地のため、企業も購入を渋ってしまいます。なんとかお

願いたいということで、地主のほうから買ってもらえる企業はないだろうかということでしたが、3条でしかできないということで、非常に厳しい地域です。本来は農業をやっていただけるのがいいのですが、地元の人を雇って草刈をやっていただいていると聞いています。現に田んぼではないですが、このような状況ですので、やむを得ないのかなと解釈しておりますし、もしやってもらえるなら、この方がやらなくとも委託するなどして田んぼ、畑をやってもらえるとありがたいなどは話をしておりました。

○13番(永田 千春 君)

青山委員さんがおっしゃったとおり、そのあたりは仕方ないのかなと思います。保全管理だけでもしてもらっており、地元の要望も図りますとやむを得ないのではないかと思います。

○議長(野村 茂 君)

ほかには意見、質問はありますか。安田委員さんどうぞ。

○1番(安田 美雄 君)

気持ちはわかりますが、このような営農計画が出てきている以上、これをもとに審議することが当然となってきます。営農計画通りにできないということであれば、認めることはできないと思います。本人が営農計画を出してきて、やるということであれば認めざるを得ないです。しかし、不可能ということであればこの場で許可できないと決めるべきだと思います。

○議長(野村 茂 君)

他にはどうですか。野田委員さんどうぞ。

○5番(野田 卓志 君)

営農計画書を見ていますが、現在、管理はしているが営農していないということです。面積もだいぶ広く、計画書にはどこに農地があり、いつの時期に作付けするとか書いていないですが、実際に何人作業に当たるのか、機械はどれぐらい購入するか、現在は持っているのかは書いていないので、これだけでは営農計画として判断できないと思います。なので、欲しいということであればもっと具体的な営農計画を出してもらわないと本当にできるかどうかの判断ができないと思います。

○議長(野村 茂 君)

他に意見はないでしょうか。

ないようですので、今の担当の委員さんからはこのあたりは耕作放棄地であって、所有者も買ってもらえるのなら買ってほしいということで○○さんが購入されましたという状況だと説明をもらいました。ただ、営農計画が出ている以上それ通りではないといけないのではという意見がありました。

事務局のほうから補足説明がありますので、お願いします。

○事務局長(山岡 透 君)

野田委員さんの意見に補足させていただきます。機械のほうですが、トラクター、田植え機、コンバインはリース、軽トラック、耕運機、草刈り機は所有してみえるようです。面積は18,496㎡を作付けするというので申請書に記載があります。

○5番(野田 卓志 君)

人数は書いてないんですね？

○事務局長(山岡 透 君)

人数は3人です。労働力は3人と記載があります。

○5番(野田 卓志 君)

現在農業をやってみえる方かはわかりますか？

○事務局長(山岡 透 君)

職業は農業兼会社役員と3人とも記載があります。

○1番(安田 美雄 君)

○○さんという方は女性ですか、男性ですか？

○事務局長(山岡 透 君)

男性です。

○1番(安田 美雄 君)

山県からこちらに来て農業をやられるということですね。経験もないのにできるのかなと思ひまして。

○事務局長(山岡 透 君)

山県市からの農業委員会からの証明では、一応畑と田を所有しているとなっています。ただ、大半が畑になっております。田もありますが、1,268㎡です。全部で2,000㎡ほどお持ちですが、半分ほどが畑で残りが田になります。

○1番(安田 美雄 君)

会社役員ということですが、どんな会社ですか？

○事務局長(山岡 透 君)

○○会社の役員さんです。

○議長(野村 茂 君)

他にはありますか。

○5番(野田 卓志 君)

さっきの不動産屋が3条で購入された土地の追跡調査をさせていただきますということで見ているのですが、今回も3条の取引ですので、例えば今回は営農計画を信じて通したとして、次回に作付けをしていないから駄目だよということをやるといふつもりがあるかをお聞きしたいです。塩漬けにしておいて時間がたったら買えるという、農転も同じことができるかはわかりませんが、何らかの方法が出てくるまで持っていてやるということもなくはないと思うんですが。この営農計画を信じたけれど、作付けせずどんどん買われたときに、あの時はそういう約束だったけど果たされていないじゃないですかということをお聞きしたいです。

○事務局長(山岡 透 君)

営農計画のほうに5月の中旬から手を付けるということなので、これを踏まえてこれが行われていなければ営農指導という形になります。

○議長(野村 茂 君)

他にはないでしょうか。ないようですので、本来では議案どおりでよいかとお聞きするのですが、委員さんから営農計画が出ても営農されていないという意見と、地元からは耕作放棄であることから営農計画が出ている方にお譲りしたいという意見も出ました。ですので、皆さんの意見をまとめまして、この議案通りでよいかということと、今まで作付けがされていませんで、5月に作付けするという営農計画通りになされるまで一時保留するという2点でお諮りしたいのですが、よろしいですか。

では、まずは議案のとおり許可してもよろしいという方は挙手をお願いします。

(18人中10人挙手)

ありがとうございます。18人中10人が議案通り認めるということでしたので、議案第1号の1件につきまして、許可することとします。

○議長(野村 茂 君)

続きまして、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(山田 牧広 君)

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。議案は、2ページからになります。

1番の案件

位置図は、9・10ページになります。

申請地は、桜ヶ丘公民センターの北西100m程に位置する

登記地目 田、現況地目 原野 2筆合計 328㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため第3種農地と判断します。

転用の目的は、宅地分譲2区画です。

譲渡人は、居住地が遠方であることから、農地として維持・管理することが困難であったところ、譲受人からの要望により、譲渡すと言うもの。

譲受人は、不動産業を営んでおり、本申請地を買い受け、隣接する土地と一体的に宅地分譲として販売したいと言うものでございます。

1月16日に現地を確認したところ、農地として管理する事を怠った為、平成23年頃より原野となっており、始末書が添付されております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

2番の案件

位置図は、11・12ページになります。

申請地は、関税務署の南200m程に位置する

登記地目 田、現況地目 宅地 12.03㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため第3種農地と判断します。

転用の目的は、一般個人住宅敷地でございます。

贈与者は受贈者と協議した結果、申請地を贈与すると言うもの。

受贈者は、父親から隣接地及び建物を相続したが、建物が申請地に越境していることが判明し、贈与者と協議した結果、申請地の贈与を受けることになったと言うものでございます。

1月16日に 現地を確認したところ、昭和40年頃から建物が申請地に越境していたと言う事で、始末書が添付されております。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

3番の案件

位置図は、13・14ページになります。

申請地は、中公民センターの西80m程に位置する

登記・現況地目 田 1,967㎡。

農地の区分は用途地域のため、第3種農地と判断します。

転用の目的は、宅地分譲 8区画 です。

譲渡人は、相続により申請地を取得したが、面積の広い農地を維持管理していくことが困難であるため、譲受人に売却し、今後の生活資金に充てたいと言うもの。

譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地を住宅用の宅地として造成、分譲し、販売したいと言うものでございます。

1月16日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

本案件は、1,000㎡を超えている為、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要ですが、都市計画課に確認したところ、1月25日現在、開発についての事前相談も何も聞いていないとの回答を頂いております。事業の緊急性は無いものと考えます。

また、以前、11区画の宅地分譲として許可を得ている所につきまして、現状は9区画となっており、事業の信頼性が問われるかと思います。

4番の案件

議案は3、4ページです。位置図は、15・16ページになります。

申請地は、下倉知公民館の西350m程に位置する

登記・現況地目 田 9筆合計 6,182㎡。

農地の区分は用途地域のため、第3種農地と判断します。

転用の目的は、砂利採取の一時転用です。一時転用期間は2年です。

賃借人は、申請地には良質の巻砂用砂利が埋蔵されているため、これを採取して製品化後販売すると言うもの。

賃借人は、賃貸人の要望に応えると言うものでございます。

また、隣地承諾書が添付されております。

2月16日に現地を確認したところ、田で農地性ありと確認しています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

なお本案件は、事変1番、2番と同時許可案件となります。

5番の案件

議案は4ページ。位置図は、17・18ページになります。

申請地は、関ノ上東公民センターの北西280m程に位置する

登記地目 畑、現況地目 雑種地 856㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設等に連坦する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。

転用の目的は、一般個人住宅です。

譲渡人は、高齢であることから、本申請地を農地として維持・管理することが困難であると言うもの。

譲受人は、現在の住まいが手狭であることから、申請地を購入して自己用住宅を建築したいというものでございます。

1月16日に現地確認をしたところ、平成25年4月頃より雑種地となっており、始末書が添付されております。

申請地は第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

6番の案件

議案は5ページ。位置図は、19・20ページになります。

申請地は、関市清掃事務所の北70m程に位置する

登記地目 田、現況地目 雑種地 2筆合計 925㎡

農地の区分は、住宅、事業施設等に連坦する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。

転用の目的は刃物研磨業資材置場・駐車場です。

譲渡人は、多忙であることから、本申請地を農地として維持することが困難であったと言うもの。
譲受人は、現在の刃物研磨業資材置場及び、駐車場が手狭であることから、本申請地を資材置場及び
駐車場として利用したいと言うものでございます。

1月16日に現地を確認したところ、平成元年2月頃から雑種地として利用しており、始末書が添付
されております。

申請地は第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが
出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

7番の案件

位置図は、21・22ページになります。

申請地は、下有知小学校の南東420m程に位置する

登記地目 畑、現況地目 雑種地 415㎡

登記・現況地目 畑、53㎡ 2筆合計 468㎡

農地の区分は、住宅、事業施設等に連坦する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種
農地と判断します。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

使用貸人は、使用借人の申し出に答えると言うもの。

使用借人は、現在の住まいが手狭であることから、使用貸人らに本申請地を借り受け、自己用住宅を
建築したい旨の申し出をしたというものでございます。

隣地承諾書が添付されております。

1月16日に現地を確認したところ、昭和49年頃から一部雑種地となっており、始末書が添付され
ております。

申請地は第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが
出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

8番の案件

議案は6ページ。位置図は、23・24ページになります。

申請地は、瀬尻小学校の南西440m程に位置する

登記地目 畑、現況地目 宅地 386㎡

登記地目 宅地、現況地目 畑 2筆 471.28㎡。3筆合計 855.28㎡。

農地の区分は2つの医療機関があるため、第3種農地と判断します。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

使用貸人は、使用借人の要望に答えると言うもの。

使用借人は現在、借家住まいをしており、今回、親の協力を得て住宅を建築すると言うものでござい
ます。

1月16日に現地確認をしたところ、令和4年12月頃から造成しており、始末書が添付されてお
ります。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

9番の案件

位置図は、25・26ページになります。

申請地は、小瀬南公民センターの東230m程に位置する

登記・現況地目 畑 466㎡

農地の区分は用途地域のため、第3種農地と判断します。

転用の目的は、共同住宅1棟4戸でございます

譲渡人は、高齢により営農の継続が難しくなっており、営農規模の縮小を考えていたところ、譲受
人の紹介をうけて、手放すことにした と言うもの。

譲受人は、申請地を造成後、アパートを建築し、家賃収入を得る事を目的として申請に至ったとい

うものでございます。

1月16日に 現地を確認したところ、昭和50年頃より農業用倉庫が存在していたが、令和元年に解体後、防草シートを張って管理していたという経緯書が添付されております。
申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

10番の案件

議案は7ページ。位置図は、27・28 ページになります。

議案の訂正をお願いします。転用理由ですが、一般個人住宅及び事業用建物となっておりますが、正しくは ユニットハウス販売業店舗及び一般個人住宅でございます。

本案件は8月総会・1月総会の保留案件となっているものでございます。

本案件は令和4年8月5日に農振農用地からの除外が認められております。

申請地は、関市国民健康保険板取診療所の北220m程に位置する

登記地目 田 現況地目 畑 2筆 843㎡。

登記地目 畑 現況地目 畑 426㎡。3筆合計 1,269㎡

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、

10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と判断します。

転用の目的は、ユニットハウス販売業店舗及び一般個人住宅 です。

譲渡人は高齢となり耕作が困難なため、譲受人の要望に応えると言うもの。

譲受人は現在、借家住まいをしているが、子供の成長に伴い、住環境に優れた申請地を購入し、個人住宅を建築して生活環境の安定を図りたいというもの。また、ユニットハウス等の販売業を行うにあたり、事務所や従業員駐車場、来客用店舗・駐車場が必要であるため、大きな土地が必要となるというものでございます。

12月15日に現地確認をしたところ、前回の申請時とは違い、雑木等が取り除かれ、農地性ありと確認しております。

なお、令和5年1月19日に国税務署に個人事業の開業届を提出され、事業につきましては、スーパーハウス、コンテナ販売となっております、事業の概要につきましてはスーパーハウス、コンテナの販売又は、設置に伴う事業、改修や組み立ての業務内容一式とあり、3月20日より開業される旨の届出をされております。

以上、 賃貸借権設定が1件、使用貸借権の設定が2件、所有権移転7件について、ご審議をお願いします。

○議長（野村 茂 君）

事務局の説明が終わりました。第一地区の現場確認をされた、安田委員さん、1番の案件につきまして、ご意見や補足説明をお願いします。

○1番（安田 美雄 君）

住宅は建っていますが、将来的には取り壊して一体的に分譲地とするということでした。また、一部は農地ですが、今言いましたが、取り壊して宅地分譲をするのでやむを得ないと思います。

○議長（野村 茂 君）

ありがとうございました。他にご意見のある委員さんは、挙手にて発言をお願いします。

無いようですので、第2地区の現場確認をされた、野田委員さん、井上委員さん、山田タツエ委員さん八代委員さんからご意見を頂きたいと思っておりますので、2番から7番の案件につきまして、ご意見や補足説明をお願いします。

○5番（野田 卓志 君）

特にありません。

○4番（井上 正隆 君）

特にありません。

○9番（山田 タツエ 君）

特にありません。

○10番（八代 治郎 君）

特にないですが、確認していたところで、ある地主の所有する土地に、娘さんが家を建てるということで、旦那とこちらに戻ってきて家を建てるということです。その入る道が共有の私有地を通して入るということでした。娘だから通っても大丈夫ということでしたが、道路として使うのならきちんと道路にするべきではないかなと思いました。例えば代が変わったときにこれは俺の土地だぞと言われたときに入る道がなくなるわけです。そういうことを考えるとこのままでいいのかなと思い、市の道路にしたらどうかと言いましたが本人は問題ないと言っていました。許可は出ると思いますが、私有地だということを除けば問題ないとは思いました。

○議長（野村 茂 君）

何番ですか。

○事務局課長補佐（山田 牧広 君）

7番です。21ページです。

○10番（八代 治郎 君）

道路は4mとれるとは言っていました。

○12番（青山 雅紀 君）

市道認定は、個人の出入り口は市道認定できないので、当事者間で貸し借りしてもらうこととなります。家屋建てる際に、接道要件というのが建築確認というのがあります。出入口はあらかじめ決めておかないと住宅を建てることはできません。売買できることがいいかもしれませんが、市道にしようというのは個人の所有のため難しいと思います。

○5番（野田 卓志 君）

建築の話になってくるので、ここでの話とは少しそれてしまうと思います。

○10番（八代 治郎 君）

分かりました。

○議長（野村 茂 君）

八代委員さんからこの先が心配という意見もいただきましたが、ほかに意見はありますか。安田委員さんどうぞ。

○1番（安田 美雄 君）

3番ですが、事務局の説明では開発協議や区画変更について問題があるということでしたが、地元の委員さんは特にいいと言われたようですが、事務局としてこのままでよいでしょうか。

○事務局課長補佐（山田 牧広 君）

こちらの案件につきましては、開発の協議がまだ始まっていないということで、転用の許可も協議の終了と同時の許可としていますので、開発のほうは少し遅れているのかなと認識しております。

○1番（安田 美雄 君）

区画変更も以前は8区画ですが、されたのですか。

○事務局課長補佐（山田 牧広 君）

昨年許可案件で一部区画の変更がありまして、転用許可出たものが11区画でしたが、施工は9区画に変更されたという内容でして、農地転用の区画については変更はなく、開発の協議で修正の協議をしている段階になります。

○議長（野村 茂 君）

他にご意見のある委員さんは、挙手にて発言をお願いします。

ないようですので次に、第3地区・第5地区の現場確認をされた、足立委員さん、日置委員さんからご意見を頂きたいと思しますので、8番の案件から10番の案件につきまして、ご意見や補足説明をお願いします。

○11番（足立 昌人 君）

8番ですが、〇〇さんというのがお母さんで、〇〇さんは息子さんだっと思いましたが、ご家族で住んで見えたところで、更地にされて息子さんが借りられて家を建てられるということです。もともとは畑ということですが、実際はずっと家が建っていたところで問題ないと思います。

9番ですが、屋敷内の農地だったところですが、今は農業はされず、建っていた建物もなく更地になっており、片側は道路に面しており、側溝も付いています。住宅に面している側も排水の処理やかさ上げなどいろいろあるでしょうが、アパートを1棟建てられるということですので、特に問題はありません。

○議長（野村 茂 君）

ありがとうございました。次に日置委員さんをお願いします。

○18番（日置 香 君）

前から問題となっていた件ですが、不備となっていた書類が届け出られたということで問題は無くなったと思います。本人と面談したのですが、事業が問題になっていた点もありましたので、少しだけお話しすると、新しい事業ということで私自身はどうかと思いましたが、本人がやりたいということです。若い家族が新しい事業に挑戦するというので妨げる理由はないかなと思います。以上です。

○議長（野村 茂 君）

ありがとうございました。他に意見があれば挙手をお願いします。

質疑もないようですので、これより採決します。議案第2号の10件について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います

（ 全員挙手 ）

○議長（野村 茂 君）

全員挙手のため、議案第3号の10件を原案のとおり岐阜県知事に進達することと致します。

続きまして、議案第3号事業計画変更申請に対する意見についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（山田 牧広 君）

議案第3号 事業計画変更申請に対する意見について

農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

議案は 8 ページになります。

1 番の案件

位置図は、15・16ページになります。
こちらの案件につきましては、5条4番の案件の一体利用地になります。
申請地は、現況地目 雑種地 2筆合計 2,018㎡
変更内容は、申請地の縮小と転用目的の変更です。
なお、本案件は、5条4番、事変2番と同時許可案件となります。

2番の案件

議案は9ページ。位置図は、15・16ページになります。
こちらの案件につきましては、5条4番の案件の一体利用地になります。
申請地は、現況地目 雑種地 2筆合計 991㎡
変更内容は、転用期間の延長です。
当初事業計画者は、現在、表土置場として申請地を利用しているが、今回、5条4番の案件にて申請をした申請地においても、表土置場として利用したいため、期間を延長したいと言うものでございます。
期間の延長は、前回の事業計画変更承認後、1年6か月となっております。
なお、本案件は、5条4番、事変1番と同時許可案件となります。

以上2件について、ご審議をお願いします。

○議長（野村 茂 君）

事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。
ないようですので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（質疑なし）

質疑もないようですので、これより採決します。議案第3号の2件について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため議案第3号の2件について原案のとおり、岐阜県知事に進達することと致します。

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（山田 牧広 君）

報告1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
農地法第18条第6項の規定による届出について、賃貸借設定した土地の合意解約の届出がありましたので、報告させていただきます。

1番の案件

議案は 11 ページ になります。
届出地は、上之保地内の 田 936㎡
賃借人は、〇〇です。
合意解約成立日は、令和4年12月1日です。

○議長（野村 茂 君）

報告第1号につきましては、事務局の報告のとおりです。

大変申し訳ないのですが、3条の採決したのですが、18名と申し上げましたが、17名の誤りでしたので、17名中10名の賛成に訂正させていただきます。

以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

事務局お願いします。

○事務局長（山岡 透 君）

ご審議をいただきありがとうございました。

次回の総会は令和5年3月7日火曜日午前10時から大会議室で開催します。

これもちまして総会を終了させていただきます。ありがとうございました。

午前11時00分閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

_____ (印)

9 番

_____ (印)

1 0 番

_____ (印)